

## 令和5年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

### 議事日程

令和5年3月27日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定について
- 第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
- 第10号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第18号議案 令和5年度幸田町一般会計予算
- 第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第21号議案 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第22号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第23号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第24号議案 令和5年度幸田町水道事業会計予算
- 第25号議案 令和5年度幸田町下水道事業会計予算
- 陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情
- 日程第3 第26号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第8号）
- 第27号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	12番 水 野 千 代 子 君	13番 笹 野 康 男 君
14番 岩 本 知 帆 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬 敦君	副町長	大竹 広行君
教育長	池田 和博君	企画部長	成瀬 千恵子君
参事（開発担当）	上原 智史君	総務部長	志賀 光浩君
参事（税務担当）	山本 智弘君	住民こども部長	牧野 宏幸君
参事（感染症対策担当）	金澤 一徳君	事業調整監兼建設部長	羽根 洵闘志君
上下水道部長	石川 正樹君	教育部長	吉本 智明君
消防次長兼消防署長	玉衛 浩二君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 大須賀 龍二君

---

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） お諮りします。

本日、議場において、株式会社株式会社CBCテレビが取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ説明は、許可することに決定しました。

本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名であります。

ここで、御報告いたします。

小山消防長は入院したため、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

なお、本日は、玉衛消防次長が代理として出席しておりますので、よろしく願いいたします。

また、鳥居環境経済部長は、体調不良のため、本日の会議を欠席する届けがありましたので、御報告いたします。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 都築幸夫君、4番 鈴木久夫君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第5号議案から第12号議案までの8件、第18号議案から第25号議案までの8件、及び陳情1件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

10番、杉浦あきら君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

令和5年3月27日

議長 足立初雄様

委員長 杉浦あきら

令和5年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第5号 幸田町職員の定年の引上げ等に関する関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行及び定年の引上げ等に関し、必要な事項を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 幸田町職員の降給に関する条例の制定について

職員の意に反する降給に関し、必要な事項を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないうにすることをはじめ、5項目の陳情。全員一致をもって趣旨採択すべきものと決した。

以上です。

〔10番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

8番、丸山千代子君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

令和5年3月27日

議長 足立初雄様

委員長 丸山千代子

令和5年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をさせていただきます。

第9号 幸田町国民健康保険条例の一部改正について

出産育児一時金の額の改定に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大草集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 町道路線の認定及び廃止について

道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、藤江 徹君。

〔15番 藤江 徹君 登壇〕

○15番（藤江 徹君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

令和5年3月27日

議長 足立初雄様

委員長 藤江 徹

令和5年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第18号 令和5年幸田町一般会計予算

歳入歳出予算200億7,000万円。第2条、繰越明許費。第3条、債務負担行為。第4条、地方債。第5条、一時借入金、最高額10億円。第6条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 令和5年度幸田町土地取得特別会計予算

第1条、歳入歳出予算2億7,666万2,000円。土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第1条、歳入歳出予算32億9,271万5,000円。国民健康保険運営費。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第1条、歳入歳出予算6億3,646万9,000円。後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 令和5年度幸田町介護保険特別会計予算

第1条、歳入歳出予算23億9,941万2,000円。介護保険運営費。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第1条、歳入歳出予算3億6,736万4,000円。農業集落排水事業運営費。第2条、地方債賛。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 令和5年度幸田町水道事業会計予算

第1条、総則。第2条、業務の予定量、(1)給水戸数1万6,600戸、(2)年間総給水量492万7,000立米、(3)1日平均給水量、1日当たり1万3,462立米、(4)主な建設改良事業、配水施設建設費4,199万6,000円、配水施設整備改良費7億5,009万3,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入8億6,894万1,000円、支出8億346万6,000円。第4条、資本的収入及び支出、収入1億7,764万5,000円、支出7億9,610万3,000円。第5条、一時借入金、限度額1億円。第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費8,607万1,000円。第8条、他会計からの補助金1,000円。第9条、棚卸資産購入限度額1,003万9,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 令和5年度幸田町下水道事業会計予算

第1条、総則。第2条、業務の予定量、(1)水洗化人口3万2,000円、(2)年間総配水量303万立米、(3)1日平均配水量、1日当たり8,300立米、(4)主な建設改良事業、管路建設費3億3,431万円。第3条、収益的収入及び支出、収入7億6,471万3,000円、支出7億6,380万5,000円。第4条、資本的収入及び支出、収入5億807万2,000円、支出5億8,883万3,000円。第5条、企業債、公共下水道事業、限度額9,450万円、流域下水道事業、限度額2,120万円。第6条、一時借入金限度額1億円。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費5,282万6,000円。第9条、他会計からの補助金1億8,794万9,000円。賛成

多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 陳情第1号の審議の内容についてお伺いをいたします。

今回、趣旨採択ということで採択をされました。今までにない取扱いでございます。

これについて、どのような経過の中で、このような結果になったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） 委員のほうから、原則としては、賛成か反対かであるが、幸田町議会の運営基準に関する規定、こちらのほうには趣旨採択等の措置を講ずる場合があるということで、第5条の11に載ってますので、それにのっとり、そういう発言が出ました。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 会議規則にのっとり、趣旨採択ということで行ったよということでもありますけれども、その趣旨とは、どういう内容で、その趣旨に賛同をされたのか、委員からどのような御意見が出たのか、お伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） 委員の方からは、いろいろな意見が出ておりましたけれども、やはりその中の一部には、一部には聞き取り調査をしているが、全体的な調査をしてないということとか、後は確認調査はやはり難しいんじゃないかということですね。それと、ほかにも委員に言われれば、なかなか本音を言ってもらえない、断りにくいという、そういうような意見が出ておりました。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の陳情に対しましては、旧統一教会から出されたものであります。このことにつきましては、本来、国会等でも審議をされておりますけれども霊感商法、カルト集団の中で、非常に大きな問題となっている団体でございます。そうしたところから政党に対する攻撃等を強めながら、そして、ここの議会の中にこうした陳情を持ち込みながら政党攻撃を進める。そして、そのようなことを行っているところであります。

そうした団体から出されて、市外の方からでございますが、出されてきているということに関して、どういう、その辺のところの審議をされたのか。しっかりした内容が分からないまま趣旨を賛成をすることいいのかということでございますけれども、その辺のことについては、どうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） 提出者に関しては、一部話が出てましたけど、そこで結論を出すような問題ではないので、そういうことは、今回は結論は出ておりません。

ただ、今後やはり提出者の町内・町外の問題は、検討しなければいけないのではないかと、そういうような意見も出ておりました。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 詳しくは討論の中で述べさせていただきたいというふうに思うわけでありませけれども、やはりこれは、議員の資質の問題や、あるいはきちんとそうした陳情に対しての澄んだ目を取り扱おうと、そういうことを求めて、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案16件、及び陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方からの発言を許します。

8番、丸山千代子君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件について、順次、反対の立場から討論をしてまいります。

第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定について。

この条例の制定は、地方公務員法の一部を改正する法律によるものでありますが、人事評価を給与に反映をさせる地方公務員法の改悪に基づき、降給の規定を設けるものがあります。降給は、法律では一切要件を定めておらず、条例で定めることとされております。つまり条例がなければ、降給処分できないものであります。現時点では、特段の問題は生じていないと言われますが、そもそも人事評価を給与に反映させることそのものに大きな問題があります。

公務員は、労働基本権が制約をされております。公務員にはしっかりした保証の中で町民に寄り添って働いていただきたいという立場であり、この議案には反対するものがあります。

第18号議案 令和5年度幸田町一般会計予算についてであります。

令和5年度幸田町一般会計予算は、200億7,000万円と過去最大の予算規模となりました。町長2期目となり、積極的に事業を進めていくとして、体力があるうちに戦略的に重点的に投資をしていく、一歩進めるという施政方針で述べられているように、新規事業も目白押しとなっていることから明らかであります。ふるさと寄附が好調なうちに、積極的に事業を取り組んでいく姿勢が貫かれており、ふるさと寄附の実財源は15億円を見込み、財政調整基金13億9,868万7,000円の取崩し、教育施設整備基金2億円の取崩し、起債6億9,660万円、合わせると約38億円をつぎ込むこととなります。不要不急の事業は見直し、次年度以降へ送ってもよい事業、見直しが必要な事業をきちんと精査して進めるべきと、まず指摘するものであります。

国が進める新しい資本主義の柱として強調されているのが、DXであります。2023年度の地方財政は、政府方針に基づき、マイナンバー予算をはじめとするデジタル田園都市国家構想推進、公立病院ガイドラインによる地域医療構想の推進、そして公的サービスの産業化と一体の行革などを地方自治体に押しつけるものとなっております。

デジタル化の推進の要が、マイナンバーカードであります。行政のデジタル化は、プライバシーの侵害、住民サービスの後退、マイナンバー制度の拡大などが問題であります。マイナンバーカードの普及で、2万円のポイントをばらまき、マイナンバーカードに健康保険証をひもづけ、紙の健康保険証を廃止するなど、マイナンバーカードがなければ、行政サービスが受けられない事態となります。また、マイナンバー利用の事務を拡大すれば、情報漏えいの危険性が高まります。マイナンバー制度は、廃止すべきと主張するものであります。

誰一人取り残さない社会をデジタルの力でなどどうたうデジタル田園国家構想の最大の目的は、どうやって行政の持つデータとサービスを企業のもうけ口につなげるかを、財界主導で具体化することにあります。デジタル田園都市国家構想交付金の活用についても、国と自治体の情報システムの共同化集約も進められており、このようなやり方は、地方自治の侵害であります。スーパーシティ構想と併せての推進に対して、反対であります。

インボイス制度導入は、自治体にとっても打撃を与え、零細業者や個人事業主などの受注を締め出すこととなります。国に対し、インボイス中止の声を上げるようにしてください。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発事業については、場所のボーリング調査などの結果は、今年2月6日の福祉産業建設委員会の報告だけで、位置の検討もせず、次のラウンドアウト交差点の計画などへと進めることは、まさに財源の裏づけもなく、見切り発車であります。土地の購入費についても、当初計画は1億8,900万円であったのが、予算計上では2億200万円に高くなっており、造成本体は11億4,000万円と変わっていないという説明でありましたが、不明確であり、このまま前を進めることは、見直すべきと指摘するものであります。

デジタル化、タクシー料金助成事業は、ICカードの仕組みづくりを考える事業者への委託費用であり、必要性が見えない事業ではないでしょうか。免許返納された方や7

5歳までの年齢の見直しなど、助成額引上げ、高齢者福祉タクシー助成の拡大をすることを求めるものであります。

高齢者の見守り、配食事業の利用者負担が、250円から50円アップされ、4月から300円に料金値上げが通知をされております。年金が減らされ、毎日の食事代の値上げは、高齢者いじめではないでしょうか。物価高騰対策として公費で補填すべきではないでしょうか。社会福祉協議会への助成を増やして、値上げはやめるべきであります。利用者は、高齢者の独り暮らし、要支援・要介護の方など高齢世帯の方であり、高齢者福祉施策として行政が責任を持つべきであります。

児童クラブは、民間委託ではなく直営に戻すように求めます。直営12クラブの人件費8,860万円と、土・日・祝日、3クラブの民間の委託費5,200万円を比較しても、民間の委託業務のほうがはるかに高い。直営の職員の待遇改善で職員を確保し、直営に戻すべきであります。

愛知県下23市町村が実施している産婦健診は、2回の実施を求めます。出産後の産婦の体調不安に応えるべきであります。産後ケアにつながるものであります。

三河町村観光交流負担金の使途は、不明確であり、町内の福祉充実にこそ使うべきと指摘するものであります。

国は、新型コロナの感染法上の分類を2類から5類に移行しますが、感染力や病気の性質が弱まるわけではありません。5類化を日程ありきで進めるのは、歳出削減優先するものであります。引き続き、住民の健康を守る取組をすべきと求めるものであります。

町職員の派遣研修についてであります。令和4年度と同じく12人を国・県などに派遣しますが、欠員となった部署の業務に支障を来さないよう補充すべきであります。国・県などへの職員派遣は、類似団体よりもはるかに多くなっており、見直すべきであります。職員の長時間労働が一向に是正されず、疲弊している状況は、改善すべきであります。職員の健康を守り、働きやすい職場環境を求めるものであります。

一方、令和5年度予算では、町民要望の带状疱疹ワクチン予防接種事業、在宅介護支援、子育て支援の充実として、保育園などの給食費、試食費の無償化、子育て応援、家事サポート事業も盛り込まれ、賛成するものであります。

行政の役割は、住民福祉の増進であります。しかし、国の進める国民いじめの施策が、町政にも大きく影響しております。国の悪政の防波堤となり、コロナ禍から、町民の命と暮らし、営業を支援する町政運営を求めて、反対討論といたします。

第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成30年、いわゆる2018年4月から、国民健康保険の財政運営が都道府県化され、県単位となりました。厚生労働省は、保険料水準の統一化を進めるため、今後、国が保険料水準統一加速化プランを策定すると明らかにしております。保険料の統一化での押しつけは、自治体独自の保険料引下げができないなど、一層の負担増を県下統一の標準保険料率によって、国保税が引き上がるおそれがあります。基金へため込みを図っている。そういう基金へのため込みをせず、国保税の引下げを求めるものであります。

国保会計では、国民健康保険財政調整基金が令和4年度末では4億3,356万円に上っています。今の高過ぎる国保税の引下げに活用すべきと求めるものであります。

マイナンバーカードに保険証などの機能を持たせ、診療歴などの情報を蓄積していくオンライン資格確認を4月から開始をし、現行の保険証は廃止をする計画であります。令和4年10月からオンライン資格確認を導入した医療機関で、マイナンバー保険証を利用する人の負担は6円、現行の保険証利用、3割負担の人は12円という差別的負担を導入いたしました。さらに令和5年4月以降は、現行の保険証利用者へ、さらに6円上乗せをして、18円の自己負担を求めるものであります。マイナンバー保険証は、令和4年12月末で2,124人、31.9%であり、マイナンバー保険証の使用ありきはやめるべきで、マイナンバーカードと保険証を一体化はやめるべきと指摘するものであります。

令和4年度から始まった未就学児の子どもの均等割を5割軽減するものでありますが、対象年齢を18歳まで拡大し、子どもの均等割を廃止して、子育て支援をすべきであります。

国は、令和5年度の課税限度額を後期高齢医療分から2万円の引上げを行います。これは出産育児一時金現行42万円を50万円に引き上げる財源とするものであります。子育て支援のための財源を高齢者に負担をさせることはやめるべきであり、反対であります。

国民健康保険の加入者は、年金者、非正規労働、フリーランス、農業、自営業など、低所得層が多く加入しており、高く払えない国保制度となっております。国は、公費投入を増やして、せめて協会けんぽ並みの国保税に引き下げようとするものであります。

一般会計からの繰入れを増やして、国保税を引き下げよう求めて、反対討論いたします。

第21号議案 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

75歳という年齢で区切って、それまで加入していた医療保険から別の後期高齢者医療制度に追いやる、保険制度そのものに対して反対であります。

昨年の10月からは、後期高齢者医療費の窓口負担2倍化を強行し、受診抑制になっております。昨年10月の実施後の影響をアンケートを全日本民医連が調査をいたしました。とても重く負担感がある、薬を減らした、生活費を削って捻出したなどの声が多く出ております。

さらに、国は健康保険法等改定によって、75歳以上の高齢者の医療保険料を引き上げようとしております。物価高騰の中、政府は年金を目減りさせており、これ以上の引上げはやめ、国庫負担を増やして、引下げを求めて反対するものであります。

第22号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。

厚生労働省は、2022年末で介護保険制度見直しの意見をまとめ、その中で、利用者2割負担の対象を拡大する、所得基準を引き上げるなど、令和5年夏までに結論を得るようにしております。介護保険を利用する人に、原則1割負担であったものを2割に引き上げて負担増とすることに反対であります。

介護保険の財源は、国、町、介護保険料等で賄います。令和5年度は、3年ごとに見直しを進める第9期に向けて検討を進める年度であります。当初予算編成後の介護給付

費準備基金は1,279万円ですが、この基金を活用して、引上げを抑えるよう求めます。

安心して介護保険が利用できる制度にすべきと求めて、反対するものであります。

第23号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算であります。

総務省から、令和6年度4月1日から公営企業に移行するようとの方針を受け、令和5年度は、起債対応で移行準備を進めます。公営企業会計は、採算性が求められるものであり、いずれ将来、住民には負担増となっていく会計へと進むものであり、反対であります。

あわせて、消費税増税に対する反対です。

第24号議案 令和5年度幸田町水道事業会計予算、第25号議案 令和5年度幸田町下水道事業会計予算についても、消費税増税に係る反対であります。

陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情に対して反対するものであります。

委員長報告は、趣旨採択であります。私は、委員長報告に反対し、陳情に反対する立場から討論をしております。

陳情は、靈感商法の反社会的団体である統一教会、世界平和統一家庭連合から出されたものであります。陳情は、政党機関紙の庁舎内での勧誘・配達の自粛、配達場所を庁舎とすることを禁じることを求め、購読の自粛も求めています。どの政党の機関紙であろうが、政党機関紙を広範な国民に進めることは、憲法が保障する正当な政治活動であります。政党に所属する議員や党員が、自治体の幹部職員や一般職員に政党機関紙の購読を働きかけ、配達・集金する活動は、憲法で保障された政治活動であり、購読する職員の皆さんにとっては、個人の思想・信条の自由、内心の自由の問題であります。

また、自治体の職員が、様々な政党がどのような考えや政策などを持っているかを把握するために、政党機関紙を購読することは、何ら批判されることではありません。

川崎市の件では、公明党議員が赤旗の拡大を取り上げ、当時の市長が職員の政党機関紙の購読アンケート調査を実施したことがあり、これに対して川崎市職員が、憲法違反の思想調査だと横浜地裁川崎支部に起こした裁判の判決は、市職員が任意に政党機関紙を購読して、各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは最大限に尊重されるべきであって、いかなるものであってもそれを制約することが許されないことは当然と述べております。今回の陳情には、この部分をあえて欠落させております。

また、庁舎内は公共の場であり、職務に影響がなければ、政治活動は尊重されなければなりません。購読呼びかけ・配達・集金については、なるべく始業時間前に行い、職務に影響がないよう常識的に行っているものであります。

全国靈感商法対策弁護士連絡会は、4月の統一地方選を前に、地方議員を含む全ての政治家に世界平和統一家庭連合、旧統一教会との関係を絶つよう求める声明を採択いたしました。各政党や議会に対し、第三者委員会を設置して、教団と議員との接点などについて精査した上で、選挙前に有権者に情報提供することにも要望をしております。

また、声明では、教団がかねて選挙運動への無償協力などを通じて政治に食い込みを図ってきたなどと指摘しております。地方議員が、教団関連団体の集会に多数参加する

などしております。統一教会と決別しなければ、教団の違法活動にお墨つきを与え、不正行為を助長するものものであります。

今回の陳情は、添付された反響メディアの記事と宣伝を世間に広めたいからであり、憲法に保障された政党活動に対する妨害であります。

昨年 の 1 2 月 議 会 に は、統 一 教 会 の 石 原 悟 氏 よ り、地 方 行 政、地 方 議 会 に お い て、民 主 主 義 の 根 幹 で あ る 参 政 権、請 願 権 を 守 る た め の 陳 情 が 提 出 さ れ ま し た が、不 採 択 と し ま し た。反 社 会 的 団 体 か ら 提 出 さ れ た も の で あ り、幸 田 町 議 会 の 良 識 が 示 さ れ た も の で あ り ま す。

今 回 の 陳 情 者 は、岡 崎 市 の 長 田 善 太 郎 氏 と 豊 明 市 の 松 下 正 夫 氏 と な っ て い ま す が、統 一 教 会 で あ り ま す。さ ら に 松 下 正 夫 氏 は、平 成 2 7 年 に 政 治 団 体 の 会 計 責 任 者 に な っ て い る 方 で あ り ま す。こ こ に 歴 然 と、地 方 議 員 と 統 一 教 会 の 癒 着 が 見 ら れ る も の で は な い で し ょ う か。

集 団 結 婚 や 霊 感 商 法、高 額 献 金 な ど、数 々 の 反 社 会 的 活 動 を 行 っ て き た の が 統 一 教 会 で あ り ま す。陳 情 は、日 本 共 産 党 が 発 行 す る 新 聞 「赤 旗」の 活 動 を 攻 撃 す る も の で、憲 法 で 保 障 さ れ た 政 治 活 動 の 自 由、思 想、良 心 の 自 由 を 侵 害 す る も の で あ り、何 の 道 理 も な く 許 す こ と の で き な い も の で あ り ま す。こ の 陳 情 に 対 し て 反 対 を す る も の で あ り ま す。

〔 8 番 丸 山 千 代 子 君 降 壇 〕

○ 議 長 ( 足 立 初 雄 君 ) 　こ こ で、途 中 で は あ り ま す が、1 0 分 間 の 休 憩 と い た し ま す。

休 憩 　午 前 　9 時 4 6 分

再 開 　午 前 　9 時 5 6 分

○ 議 長 ( 足 立 初 雄 君 ) 　休 憩 前 に 引 き 続 き、会 議 を 再 開 い た し ま す。

次 に、原 案 賛 成 の 方 の 発 言 を 許 し ま す。

1 0 番、杉 浦 あ き ら 君。

〔 1 0 番 杉 浦 あ き ら 君 登 壇 〕

○ 10 番 ( 杉 浦 あ き ら 君 ) 　お は よ う ご ざ い ま す。

議 長 の お 許 し を い た だ き ま し た の で、第 1 8 号 議 案 　令 和 5 年 度 幸 田 町 一 般 会 計 予 算 に つ い て、賛 成 の 立 場 か ら 討 論 さ せ て い た だ き ま す。

令 和 5 年 度 の 一 般 会 計 の 予 算 規 模 は、2 0 0 億 7, 0 0 0 万 円 で あ り、過 去 最 大 で あ り ま す。税 収 に つ き ま し て は、対 前 年 度 2. 2 % 増 と な る 8 7 億 5, 0 0 0 万 円 を 見 込 ん で お り ま す。歳 出 に お き ま し て は、1、災 害 へ の 備 え、2、少 子 化 へ の 備 え、3、高 齢 化 へ の 備 え、4、人 口 減 少 へ の 備 え、5、ニ ュ ー ノ ー マ ル 新 し い 生 き 方、新 し い 働 き 方 へ の 備 え、6、生 活 安 定 化 へ の 備 え の 6 つ の 備 え を 重 点 的 に 取 り 組 み、将 来 の 展 望 が 開 け る 輝 か し い ま ち づ くり を 推 進 す る 予 算 で あ り ま す。

令 和 5 年 度 に お い て も、こ れ ま で の 政 策 を 踏 襲 し つ つ、施 設 等 の 箱 物 建 設 に 重 点 を 置 く 行 政 で は な く、身 近 な 事 業 を 重 視 し、安 全 ・ 安 心 し て 暮 ら せ る ま ち づ くり の 実 現 を 最 重 点 と し て お り ま す。

主 な 事 業 と し て、出 産 ・ 子 育 て 支 援 と し て、妊 娠 期 か ら 出 産 ・ 子 育 て ま で 一 貫 し た サ ポ ー ト 体 制 を 整 え、様 々 な ニ ー ズ に 身 近 に な っ て 対 応 で き る 相 談 窓 口 と 給 付 金 事 業、障 害 児 福 祉 に お い て は、農 業 分 野 で の 就 労 を 通 じ、自 信 や 生 き が い を 持 っ て 社 会 参 画 が で

きるようにするための支援事業。長嶺北部地区福祉ゾーン構想事業については、今後の高齢化社会を見据え、地域共生社会の推進につなげるための介護老人保健施設を誘致するとともに、地域生活支援拠点整備等の充実を図るための、愛厚藤川の里の移転整備を推進していく事業。また、高齢者の就業活動、創造活動及び地域交流による生きがい推進の場である高齢者生きがいセンターにつきましては、大草広野地区への移転充実を中心とした施設整備。教育文化においては、児童数の増加及び35人学級への対応として、深溝小学校、豊坂小学校の校舎増築整備。人と人とのつながり、親睦が深められる郷土愛を育む個性と活気のある、こうた夏まつり、こうた凧揚げまつりの開催。また、多くの町民が望んでいる新郷土博物館建設も内容の検討、基本構想及び計画策定も進められました。

新型コロナウイルス感染症の始まりから3年がたち、この間、人の動き、働き方が大きく変化しました。特にデジタル化の進展は著しく、様々な技術が導入されました。これら新しい仕組みの特性を生かし、発展するためには、制度や組織の在り方もデジタル化を最大限に活用できるよう変革していく対応力が求められます。役場の閉庁時でも手軽に住民票等の証明書を取得できるなどの住民サービス提供により、利便性が向上することをはじめとして、より住みやすく、発展し続けるために積極的にDXを推進していただきたいと思います。

その中で、デジタルデバインドによる情報弱者を生まず、効率化された部分を活用・改善することで、あらゆる状況の住民に寄り添える今以上にきめ細やかな町政を実現していただきたいと思います。

最小の経費で最大の効果をという地方自治の原則を十分に認識し、効率的・効果的な事務事業の執行を図り、DXを取り入れた新たな視点での住民サービスの向上、安全・安心なまちづくりを努めていただきたいことをお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

5番、伊澤伸一君。

〔5番 伊澤伸一君 登壇〕

○5番（伊澤伸一君） 第18号議案 令和5年度幸田町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

個別事務事業について、反対する理由を申し上げる前に、私が将来を危惧する理由、幸田町の変遷を申し上げ、現状認識を議員各位と共有したいと思います。

本町は、昭和45年11月に都市計画法に基づき、計画的に市街地を形成する区域、いわゆる市街化区域として380ヘクタールを指定いたしました。当時の人口は、2万456人です。私の住んでいる豊坂小学校から国鉄線路までの間に、建物は一つもありませんでした。令和3年には、2,885人が住んでおられる横落区の人口は、当時は96世帯379人です。現在の須美、桐山区と、ほぼ同じ規模です。

市街化編入に伴う人口増は著しく、昭和45年当時と比べ、幸田町の人口は2倍以上になりました。転入される方の多くは、今言われる団塊の世代の方々です。それにより、第二次ベビーブーム世代の出生により、様々な社会インフラの整備が待ったな

しで求められました。箱物で言えば、中央小学校の新築に始まり、南部中学校、北部中学校の新築に加え、急激な児童数の増加に伴う小中学校の増改築や保育所整備を極めて短期間に進めなければなりません。財源不足を補うために、本来、買収すべきであった施設用地も、今に至る負のシステムである借地行政が取り入れられ、今後とも負担が続いてまいります。そのようにして整備された上水道、道路橋梁、公共施設などのインフラ資産も老朽化が進み、長寿命化と併せて計画的な更新が迫られています。

平成27年に策定されました幸田町公共施設総合管理計画では、現状を次のように記載されています。

幸田町の公共施設保有量は、全国平均と比べ、建築面積は1.2倍、各インフラ資産は1.5倍から3.5倍となるなど多く、その保有する施設の整備後経過年数は、整備後30年以上のものが公共建築物が約4割、上水道施設が約5割であるとされています。裏を返せば、町民1人が負担するランニングコストと更新費用は、全国平均と比べ、建築物は1.2倍、インフラ資産は1.5から3.5倍負担しなければならないということになるのではないのでしょうか。

加えて、単独で消防本部を有している町村は、県内では幸田町と蟹江町のみでありません。さらに、近隣市に比べても引けを取らない文化施設も有し、その維持管理にも多額の費用が必要であります。

これら要因が、交付税の不交付団体であり、他市町から羨ましがられるほどの裕福であるにもかかわらず、本町の財政状況が厳しい原因と言えるのではないのでしょうか。

先ほど申し上げた公共施設総合管理計画が策定されてから10年近く経過していますので、老朽化率はさらに高まっていることは間違いありません。今後40年間の施設更新費用は、年平均42.6億円と試算されています。令和5年度予算の普通建設事業費は27.4億円ですので、遠く及びません。確実に、いつか訪れる社会インフラの整備に備えられていると言えるのでしょうか。

本町の施設整備を目的とした特定目的基金は、福祉施設、医療施設、都市施設、教育施設整備基金の4基金で、年度末現在高は12億5,530万8,000円と予定をされています。年度当初から9,800万円の減となっております。1年間で必要とされる更新費用の3割にも及ばず、40年間の更新費用の1%にもなりません。これらハード面での老朽化と歩調を合わせて進行している高齢人口の急増は、若者世代に大きな負担となるのは間違いありません。

この前提に立って、令和5年度の予算を見ると、効果の期待できない事業、分不相応な過大投資など、疑問を抱かざるを得ないものが多々あります。新しい事業を行う際や増大する施設に対応するときに財源論が交わされますが、私は、新規に必要な財源の多くは、既に組み立てられている歳出予算の中にあると考えています。不要な事業費を削っていけば、その分、基金から繰入れを減らすことができます。後ほど主な歳出について指摘をいたしますが、その前に歳入について、述べさせていただきます。

本町のふるさと寄附金は、愛知県トップの規模であり、30億円が計上されています。私は、一貫して不確実な寄附金を当該年度で全て使い切るの危険だと申し上げてきました。ふるさと納税制度については、東京都をはじめとした都市部を中心に、見直しを求

める声が大きくなりつつあります。都市部からの大幅な流出超過、限られた自治体への極端な集中、過度な返礼品競争など、住民税とは何のために課される税であるのか、根幹から見直される時期が必ず参ります。今のように、単なる買物に税控除される仕組みは、早晚終わると思われます。そのときへの備えがされているでしょうか。

私は、寄附された年度に全て使い切ってしまうことが危険だと申し続けています。制度があるうちは、寄附集めを否定するものではありません。寄附金がどの事業に充てられたか明確にすべきであり、明らかにできない場合は、少なくとも1年以上は目的基金に積み立てておくべきと指摘をいたします。

次に、歳出予算について、問題点を指摘してまいります。

職員研修を名目に、8名の職員の人件費を町が負担して、国・県等に派遣されます。派遣された職員は、町の事務ではなく、派遣された先の事務に従事します。幸田町民のための仕事をしない職員を、費用町持ちで派遣しなければならないのでしょうか。

問題は、お金だけではありません。町長は、職員の意見に耳を貸さないとよく聞きます。意に沿わない意見を反抗と決めつけ、職員を叱るとも聞きました。自分と異なる意見を酌み取る寛容さがなければ、どんなに職員のスキルを高めても全く意味がありません。無駄金になる可能性が高いと指摘をいたします。

中央公園のカフェ誘致は、二度の公募に対して応募者がありませんでした。にもかかわらず、まだ募集を続けると明言されました。条件を緩和したら、進出する業者がいるかもしれません。町内の飲食店利用者が、こちらに変わるだけでは、町内の事業者を育成すべき町が真逆のことを行う、単なる民業圧迫と言えるのではないのでしょうか。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想は、用地取得予算が計上されています。誘致予定の介護老人保健施設は、進出する法人があるかどうか不明です。用地の提供、補助金の支出についても明確に指定されていません。明らかなことは、用地の無償提供などの便宜を受けて造られた介護老人保健施設は、ほかにはありませんので、町からの金銭的援助がないことが、誘致の大前提であるべきと私は考えます。

もう一つの障害児支援室、愛厚藤川の里については、本庁利用者はショートステイ利用者が2名のみで、入所者はありません。事業者である愛知県厚生事業団は、愛知県が福祉施設を管理運営するために設立された社会福祉法人です。最も多くの入所者がいる岡崎市は、移転について特別な便宜等を断ったとのこととあります。それを幸田町が全て引き受けるというのは、あまりにも人がよ過ぎると思われませんか。ただいま申し上げた愛知県厚生事業団が、愛知県が建設して、社会福祉施設の移転先に困っているなら、まず第一に愛知県が責任を持つべきだと思われませんか。中核市でさえ受け入れられないものを、市にもなれない一町村が、なぜ多額の税金を投入し、単独で誘致するのか。これを認めたなら、将来に禍根を残すことは明らかではないのでしょうか。恐らく今後、このような施設を単独で誘致する自治体は、過疎や市町村合併で廃止となった公共施設用地があるところ以外は考えられません。自分の身の丈をはるかに超えた大盤振る舞いのようなものは、たとえ社会福祉施設であっても認められません。

中央公園のカフェ誘致や長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想に共通するのは、着手前の研究・検討が不十分であることです。

拙速をいさめる私に、走りながら考える、そう言った方がいます。走っていると、前しか見えません。スピードが速ければ、前方の一部しか見えません。歩きながら進めば、周りが見えます。立ち止まれば、後ろを振り返ることもできます。360度見渡すことができ、方向が間違っていないか、確認もできます。期限が迫っているから突っ走るとするのは理由にならず、非常に危険です。しっかりと検討して、情報も開示し、町民の理解を得た上で進めるべきであります。

一方で、もっと早く制度設計できたはずの事業が、継続されています。藤田直行タクシーとチョイソコこうたは、引き続き社会実験が行われます。1年間あれば、十分なデータを工夫すれば収集できたはずなのに、漫然と続けられています。行政の怠慢と言えるかもしれないレベルであります。

私は、すぐに廃止をせよと言っているではありません。今のまま無料で特定の方が使うシステムを本格実施したら、財政負担は莫大なものになり、町民の理解は得られません。私は、福祉施策は、利用者の満足度のみで図るべきではないと思っています。その施策に係る原資は税であり、受益を受けない大部分の納税者が負担をされるものであります。その方たちが納得していただける仕組みでないと、長続きしません。受益と負担の在り方、利用されない方も納得されるところが、制度の基本であるべきと考えます。

ロケツーリズムについても、成果と数値目標の意味が全く理解できません。観光の成果測定は、経済効果の規模によるべきものであり、ロケの誘致件数ではありません。商工会に町が人件費を支払ってまでロケを誘致するメリットがあるのか。それに見合う経済効果があったかを検証しなければなりません。

昨年、地域活性化プランニングによるシンポジウムが町主催でありました。地域活性化プランニングは、検証される側のものであります。被告が裁判官を務めているようなもので、手法としては不適當です。成果の測定をし、効果が確認されなければ、進めるべきではありません。

新規事業として計上されている三河町村観光交流負担金は、目的も事業内容も理解できません。負担金の受皿となる実施主体さえも決まっています。参加市町村も負担金を出すのでしょうか。順番に事務局を持ち回りで受け持つのでしょうか。消防では、順番に事務局や研修の会場を持つと言われました。組織の大小にかかわらず、自治体として応分の負担をするのは当たり前のことであります。

三河町村観光交流は、金持ちが小さいところにおごってあげる図式にしか、私には見えません。観光は、インバウンドがあって成り立ち、その地域にメリットが得られるのではないのでしょうか。この事業は、その意味から言えば、真逆であります。アウトバウンドで得られる経済効果は、皆無です。そのような事業予算が、なぜ計上されたのか理解に苦しみます。

先ほどの杉浦議員の賛成討論で、箱物づくりではない予算だということで賛同をされました。本当にそうでしょうか。実は、箱物の種まきが、たくさん盛り込まれた予算と言えるのではないのでしょうか。

新郷土博物館建設も、基本構想と計画策定経費が計上されています。菱池遊水地には、サッカー場を造られるお考えが、おありのようです。大草広野地区に福祉医療ゾーンと

して整備する考えも示されています。総合体育館建設を望む声も多くあります。これら全てをフルスペックで中小規模の市町村が有するのは、財政的に不可能なことではないでしょうか。政策の取捨選択をして、幸田町の置かれている現状、そして将来見込みも丁寧に説明し、町民の理解を得なければ、大型事業に取りかかるべきではありません。

最後に、くどいようではありますが、ふるさと納税寄附金は30億円、地方債を7億円借りても、なお貯金である基金から16億4,000万円繰り入れなければならない予算運営は、極めて異常であると思われませんか。

長嶺北部医療ゾーン構想など、事業総額も示されないまま用地取得を行い、事業に着手していくことを認めることは、二元代表制の一翼を担う議会の一員として、事業の執行を監視する義務を果たしていないことになるのではないのでしょうか。今のような事務事業、財政運営は、いつか行き詰まります。破綻するおそれがあると指摘し、反対討論といたします。

〔5番 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案16件及び陳情1件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決の順番は、議案番号順といたします。

まず、第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正について、本案に対

する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案 令和5年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第18号議案は、委員長報告の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第21号議案 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第23号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第24号議案 令和5年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報告

は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案 令和5年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 出席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。陳情第1号を趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第1号は、趣旨採択することに決しました。



### 日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、第26号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第8号）、第27号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）、以上2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、補正予算関係であります第26号議案及び第27号議案の2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、第26号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。議案関係資料は1ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、繰越明許費であります、2ページを御覧いただきたいと思っております。

第1表、繰越明許費のとおり、全5事業につきまして、繰越明許費をお願いするものであります。

初めに、15款総務費、戸籍情報システム改修事業であります。この事業は、国庫支出金社会保障税番号制度システム整備費補助金の交付を受けて実施するものであります。

本年度、戸籍事務にマイナンバー制度の仕組みを導入するために、戸籍情報システム改修事業に取り組んでまいりました。このシステム改修は、戸籍事務内連携のための機

能を整備するために必要とするものでありますが、昨今の情勢による半導体不足等による資材調達の困難な状況が影響したことによりまして、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、503万5,000円を限度額として繰越しを行うものであります。

45款土木費につきましては、初めに相見駅自由通路点検事業であります。この事業は、開業から10年を経過した相見駅の自由通路につきまして、安全管理のため専門事業者による点検を行うものであります。

本年度、東海旅客鉄道株式会社との協議を進めながら、この事業に取り組んでまいりましたが、令和4年9月に発生しましたJR東静岡駅におけるメンテナンスデッキの床版落下事故の影響により、当該協議に不測の日数を要したことで、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、748万円を限度額として繰越しを行うものであります。

次に、町道高力菱池1号線道路舗装修繕事業であります。この事業は、町道高力菱池1号線におきまして、経年により進んでおりましたアスファルト舗装の劣化を修繕するものであります。この事業につきましては、同路線に埋設されています水道管の入替え工事と同調して進めるものとして計画しておりましたところ、当該水道工事で必要とされました愛知県が管理する一級河川尾浜川の占用協議に不測の日数が要されたことで、当該水道工事の事業期間に延伸が生じ、これに伴いまして、本事業の工期に延長の必要が生じたこと、また、本事業のアスファルト合材の調達先であります町内事業者の工場に緊急修繕が発生しましたことで、予定どおりの資材調達が不可能となりまして、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、1,100万円を限度額として繰越しを行うものであります。

次に、町道大山2号線ほか道路詳細設計事業であります。この事業は、生活道路として利用される町道大山2号線ほか路線につきまして、道路拡幅工事に必要な詳細設計を行うものであります。

この事業のうち、町道大山2号線につきましては、当初、用地協力が了承されている片側一方のみの拡幅で計画しておりましたが、事業に着手後の地元調整によりまして、急遽、対側側についても用地協力が得られることとなりました。この協力によりまして、最適な道路改良が行うことができるようになりましたが、これに伴いまして、当初計画の見直しをする必要が生じたことで、当初計画以上の期間を要することとなり、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、1,500万円を限度額として繰越しを行うものであります。

50款消防費、消防用自動車整備事業であります。本町では、大規模災害や特殊災害に備える全国的な消防部隊であります緊急消防援助隊における登録車両としても活用する資機材、搬送車を配備しておりますが、取得後17年を経過しておりましたことから、今年度、車両の更新を計画したものであります。

この財産の取得につきましては、去る令和4年6月定例会でお認めいただき、直ちに本契約を締結して進めてまいりましたが、昨今の情勢による半導体不足等による資材調達の困難な状況が影響したことによりまして、年度内の納入が見込めなくなりましたこ

とから、1,972万3,000円を限度額として繰越しを行うものであります。

以上が、令和4年度幸田町一般会計補正予算（第8号）の説明であります。

次に、第27号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の3ページをお開きいただきたいと思っております。議案関係資料は2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条、繰越明許費であります。4ページを御覧ください。

第1表、繰越明許費のとおり、10款土地取得費、町道芦谷1号線事業物件移転等補償事業につきまして、4,131万2,000円を限度額としまして、繰越明許費をお願いするものであります。

当該事業につきましては、ちょうど芦谷1号線用地先行取得事業に伴う地権者への物件移転等補償費を支出するものであります。資材調達の困難が影響したことで、移転先の整備に時間が要されており、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことによるものであります。

以上が、令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）の説明であります。

以上、第26号議案及び第27号議案の2件の補正予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず初めに、第26号議案の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、なぜこの最終日の提出になったのか。定例会の冒頭に言って、提出できなかった、その理由をお答えください。

○議長（足立初雄君） 答弁をお願いします。

企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回、最終日の補正予算で上げさせていただいたわけですが、こちらのほうにつきましては、調整に時間がかかりまして、今日の日というふうになったということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 5件の繰越しが行われるわけですが、このそれぞれの納期、それから工期は、いつまでに変更される。そういう御予定か、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 答弁をお願いします。

住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君）　まず、最初の戸籍情報システム改修事業、こちらにつきましては、3月末で完了予定のところでしたが、予定としましては、6月末の完了ということで考えております。

○議長（足立初雄君）　建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君）　2番目の相見駅自由通路点検事業につきましては、5月末完了予定であります。

3番目の町道高力菱池1号線道路舗装修繕事業、こちらにつきましては、4月末完了予定であります。

4つ目の町道大山2号線ほか道路詳細設計事業、こちらにつきましては、9月末完了予定であります。

○議長（足立初雄君）　消防次長。

○消防次長兼消防署長（玉衛浩二君）　消防用自動車整備事業につきましては、6月30日までの納期予定となっております。

○議長（足立初雄君）　5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君）　そうしますと一番長いものについては、約半年工期が延長されるわけでありまして。これが3月の補正予算、恐らく2月中に編成をされたと思うわけですが、この時点で、これだけ長くなるのが、どうして当初の補正予算に盛り込まれなかったのか、そこら辺の理由をお答えいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君）　企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君）　繰越明許につきましてですけれども、各課のほうから関係課ですが、こちらから繰越明許費の見積書の提出をいただきまして、財政課の所管のほうで査定を受け、の結果を整理いたしまして、3月の8日の日の起案をしている状況でございます。ですので、当初の開会の日には、調整が間に合わなかったということで、今日の最終日に議案として出させていただいたという経過がございます。

○議長（足立初雄君）　5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君）　3月定例会は、普通で言えば、最後の補正予算の機会であるわけがあります。そのときに、年度内に完了しない工事が、工事業務があるかないか、それは常に把握をしておっていただかないかということだと私は思うわけですね。それが、このときになって出てくる。既にもう、例えば先ほど9月末までというようなのもあったわけですが、これはもう明らかに2月時点で、もう無理だというのは分かっておったと思うんです。そういうのが、この予算管理、事業管理がもう少しやっぱりしっかりやっていたらいいかと、いかんじゃないかなというふうに私は指摘をさせていただきます。

それともう一点ですけれども、この総務費と、それから消防費について、特定財源も合わせて繰越しをされます。これは県においても、幸田町、このように繰越し措置がされておるのかどうなのか、それをお答えいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君）　答弁をお願いします。

住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君）　戸籍情報システム改修事業、こちらにつきましては、国の国費のほうであります社会保障税番号制度システム整備費補助金、こちらのほうがあ

るわけですが、こちらにおいても詳細をちょっとつかんでおりませんが、国においても、国というか、国・県においても繰り越すということで事務を進めておりますので、そのようにしておるといふふうに認識はしておるところであります。

○議長（足立初雄君） 消防次長。

○消防次長兼消防署長（玉衛浩二君） 特定財源につきましては、愛知県のほうから、このような類似した半導体等の不足による自動車納入のほうが間に合わないということで、調査がもう既に始まっておりまして、愛知県内では、10消防本部14台のほうが令和4年度の納期が間に合わず、令和5年度に繰り越されるというふうに聞いております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 以前に南部交流拠点施設の補助金については、いわゆる地方創生の15か月予算ですかね、国の補正予算を受けた補助金については、再度の繰越しはできないというようなお話があって、工事を分割してやられた。そういう経過があると思います。そんなことはないと思いますけども、繰越しの処置の仕方が適切かどうか、繰越し、そこら辺がしっかりと精査されておるのかどうなのか、そこら辺をちゃんと確認をしていただきたいと思います。最後になったら、補助金が、繰越しができませんから、交付できませんよと言われてもやっぱりそれは大変なことであります。そこら辺しっかりと確認をしておいていただくようお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 5番、井澤伸一君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第27号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず第26号議案 令和4年度一般会計補正予算(第8号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第26号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算(第3号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第27号議案は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 日程第4

○議長(足立初雄君) 日程第4、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続し、これを行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長申出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回、定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和5年2月28日招集された第1回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時01分

○議長(足立初雄君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和5年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る2月28日から本日まで、28日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、本日提案させていただきました議案を含め、私どもが提案いたしました全議案とも御議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、7名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でありまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

ここで、御報告を申し上げます。

1点目は、人事異動についてでございます。今年度末に19名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で御尽力いただきましたことに、改めて謝意を表したいと存じます。退職者の内訳といたしましては、部長級が6名、課長級が3名、課長補佐が1名、同じく課長補佐級の保育園の園長が2名、そのほか主査1名、保育士3名、調理員1名、保健師1名、そして用務員1名であります。

まずは、長きにわたり勤務いただいた総務部長の志賀光浩君、税務担当参事の山本智弘君、住民子ども部長の牧野宏幸君、環境経済部長の鳥居栄一君、事業調整監兼建設部長の羽根潤志君、教育部長の吉本智明君であります。幸田町行政の発展のために、行政事務の要として力を発揮していただきました。

また、部長級であります開発担当参事として、愛知県から派遣されておりました上原智史君につきましても、2年間の派遣期間が終了し、愛知県へ戻ることとなるところでございます。私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

さて、志賀総務部長につきましても、昭和61年に本庁の職員として採用され、37年の長きにわたり勤務をされました。平成26年には住民子ども部子ども課長、平成2

8年には住民こども部次長兼こども課長、平成29年には教育部長となり、グラウンドゴルフをはじめとした文化・スポーツの振興を図り、その後、平成31年には総務部長となり、安全テラスセンターの設立に尽力をしていただきました。人事行政への人事におけます適所適材配置、そしてまた、数多くの選挙の執行に当たりまして、適切な管理運営に努められました。

山本税務担当参事につきましても、昭和61年に本庁の職員として採用され、37年の長きにわたり勤務をされました。平成27年には住民こども部住民課長、平成31年には税務担当参事となり、税の電子申告の普及促進その他、適正な税務行政の執行に尽力をしていただきました。

牧野住民こども部長につきましては、昭和60年に本庁の職員として採用され、38年の長きにわたり勤務をされました。平成26年には住民こども部住民課長、平成27年には健康福祉部保健医療課長、平成29年には教育部次長兼学校教育課長、平成30年10月には企画部次長兼企画政策課長、そして平成31年には住民こども部長となり、住民窓口における円滑な住民サービスの推進、中でも本庁におけるマイナンバーカードの普及率の向上に尽力をしていただきました。

鳥居環境経済部長につきましても、昭和60年に本庁の職員として採用され、38年の長きにわたり勤務をされました。平成25年には教育委員会生涯学習課長、平成28年には環境経済部次長兼産業振興課長、平成29年には環境経済部長になり、産直施設であります幸田筆柿の里、道の駅や特産物の奨励など、産業振興、そしてロケツーリズムなどによります商工観光政策の推進、そしてゼロカーボンシティの実現に向け、尽力をしていただきました。

羽根渕事業調整監兼建設部長につきましても、昭和60年に本庁の職員として採用され、38年の長きにわたり勤務をされました。平成25年には教育委員会学校教育課長、平成27年に教育部次長兼学校教育課長、平成29年に建設部長、そして令和3年に事業調整監兼建設部長となり、区画整理、道路整備など幅広い分野での国・県への働きかけや菱池遊水地事業の促進、そしてその他、福祉的施設の整備などをはじめとした建設事業の調整に尽力をしていただきました。

吉本教育部長につきましては、昭和61年に本庁の職員として採用され、37年の長きにわたり勤務をされました。平成25年に総務部防災安全課長、平成28年には消防本部庶務課長、平成29年に消防本部消防長となり、消防団の入団促進、消防団活動の充実、岡崎市との共同運用等々の開始準備、そして防災・減災の先導役として尽力され、その後、平成31年には教育委員会教育部長となり、学校施設整備及び学校における必要な人材配置の充実など、教育行政の進展に寄与していただきました。

また、企画部の上原参事につきましては、企業誘致に関する事業につきましても力を尽くしていただき、2年という任期を終え、愛知県へ戻られることとなるわけでございます。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意され、これからも現役職員に対する指導、助言と併せまして、引き続き町政を見守ってほしいと願っているところでございます。

次に、新年度、令和5年4月1日付の人事異動でございます。

お手元には届いていると思いますが、今回、まず、教育委員会生涯学習課の課名を文化スポーツ課といたしました。また、部長級8名、次長級6名、課長級14名の異動を行ったほか、先ほど申し上げましたとおり、退職者19名に対し、新規採用職員は21名とし、これによりまして、短時間勤務の再任用職員及び県から派遣職員を含む全職員の総数は396名となります。

令和5年度は、第6次総合計画の将来像として掲げられた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、町民の皆様と一緒に「備えて守る、拓く、つながるまちづくり～一歩踏み出す新しいまちへの挑戦～」の決意を持って、職員一丸となり、各種施策に全力で取り組んでまいります。

人事異動に当たっては、施政方針で述べた6つの備えであります1、災害への備え、2、少子化への備え、3番、高齢化への備え、4、人口減少への備え、5、ニューノーマル～新しい生き方、新しい働き方～への備え、6、生活安定への備えを重要なテーマとして掲げ、将来の展望が開ける輝かしいまちづくりを展開するため、次の8項目を重点事業として推し進めるべく、人事異動を行うものでございます。

まず1つ目は、人に優しいデジタル化社会の構築、2つ目は、企業誘致のための長嶺地区工業団地造成の推進、3つ目は、ふるさと納税制度を生かした地場産品による町おこし、4つ目は、令和6年度町村合併70周年に向けた各事業の計画的な推進、5つ目は、大草広野、長嶺北部の福祉的拠点整備、6つ目は、SDGs・カーボンニュートラルとして、環境の保全と創造に関する施策の積極的な展開、7つ目は、商工・農業振興として、中小企業への新規事業への支援や地元農産物の需要拡大と知名度向上への取組、8つ目は、生きがいつくりとしての文化・スポーツ事業の充実。以上、8つの重点事業を推し進めるべき人事異動を行うものでございます。

また、これまで同様、男女共同参画を促すべく、女性の管理職登用も積極的に行います。

さらに、幸田町の将来の発展を見据え、新たに、愛知県都市交通局都市基盤部都市整備課、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所への派遣・出向を行うとともに、引き続き、内閣官房デジタル田園都市国家構想事務局、愛知県総務局総務部法規文書課、西三河農林水産事務所建設課、愛知県企業庁用地造成事務所工務課、愛知県消防学校、全国市町村国際文化研修所、後期高齢者医療広域連合、愛知県市町村振興協会研修センター、幸田町商工会、全国道の駅連絡会へ職員を派遣することにより、それぞれの機関との連携を強化し、業務を推進するとともに、派遣する職員の技術、技能及び知識の向上を図ってまいります。

私を含め、職員一人一人が、これまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民目線の行政運営を心がけ、おもてなしの心を持って住民の皆様の信頼に応えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

2点目でございます。新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

愛知県において3月に入りまして、新規感染者は減少傾向で推移し、第8波の収束が視野に入ってきました。3月13日以降のマスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重

し、個人の判断に委ねられることとなりました。皆様には、マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き「3つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の趣旨衛生」などの基本的な感染防止対策の励行をお願いするものであります。

町職員につきましては、不特定多数の来庁者があるなどの理由によりまして、感染防止対策としてマスクの着用が効果的であるため、対策本部会議におきまして、原則、執務中のマスクの着用を決定したところでございます。

また、ワクチン接種であります。特例臨時接種の期間が令和6年3月末まで延長されました。令和5年度につきましても、公共施設型接種を継続していきます。皆様が、安心・安全にワクチン接種を受けていただけるよう、引き続き接種体制を確保してまいります。

議員の皆様方におかれましては、コロナ感染症という未知のウイルスとの闘いが続く中で、制限・制約が多くなった期間にもかかわらず、対策関連事業の遂行に多大な尽力と御理解をいただいたことに改めて感謝を申し上げます。そして、改めてこの4年間の御活動、御活躍に対して、お疲れさまでしたと言葉を添えまして、私からのお礼のお言葉といたします。

最後になりましたが、くれぐれも健康には御留意をいただきまして、新年度を迎えただくとともに、さらに町政に対しましても、変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、この3月末日に退職されます志賀総務部長、牧野住民こども部長、羽根渕事業調整監兼建設部長、吉本教育部長、山本税務担当参事の5名及び愛知県からの派遣期間が終了し、県に戻られる上原開発担当参事から、発言の申出がありましたので、発言を許します。

それでは、志賀総務部長、お願いします。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 人生最後の議長のお許しをいただきました。貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。これまで、この議場で、この演台で何回議長のお許しをいただいたことかと思ひ返しますと、とても感慨深いものがございます。

私は、先ほど町長から御紹介をいただきましたように、昭和61年に入庁し、今日まで37年間お世話になりました。旧役場庁舎を知らない第1期生であります。この間、大した仕事はできませんでしたが、一つ自慢できることは、役場に入った4年目の平成元年度から、今でいうところの生涯学習課で、ここにお見えの笹野議員をはじめとした体育指導員と共に、本庁にグラウンドゴルフを導入し、今日に至るまで、多くの町民の方々に楽しみと生きがい、健康を与えることができたことであります。

また、最後の4年間は、身に余る総務部長の職を拝命し、議運を通じて、議会運営、町政推進の中枢に関わらせていただいたこと、とても誇りに思っております。そして、防災を預かる部長として、この間、避難所を開設したことはありましたが、避難所生活を強いられるような大規模災害に見舞われなかったこと、心から安堵いたしております。

来月からは、再任用職員として改めてお世話になりますが、長年にわたる御支援に感謝するとともに、議員各位の御健勝をお祈り申し上げます。

本当にありがとうございました。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、牧野住民こども部長、お願いします。

〔住民こども部長 牧野宏幸君 登壇〕

○住民こども部長（牧野宏幸君） 住民こども部長の牧野でございます。

本日、最後の定例会ということで、町長より私の紹介をしていただきました。私、昭和60年に役場に入って38年ということですが、昭和60年にこの新庁舎ができました。旧庁舎を知る最後の年代ということでもあります。38年間、皆様に迷惑をかけながらやってきました。特に諸先輩方、上司の方には、大変迷惑をかけてきたと思います。そして同僚、それから後輩、部下の方々には、本当にいつも支えていただいて、今日の自分があるというふうに思っております。それより何より、このふるさと幸田の皆さんが、支えてくださったというふうに思います。これからも、このふるさと幸田のために、陰ながら何かできたらいいなというふうに思います。

4年間、住民こども部長として、この定例会の席に立たせていただき、皆さんにおかれましては、大変私を、ある意味支えていただきまして、ありがとうございました。最後の言葉としては、なかなかうまくまとまりませんが、本当にありがとうございました。

〔住民こども部長 牧野宏幸君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、羽根渕事業調整監兼建設部長、お願いします。

〔事業調整監兼建設部長 羽根渕闘志君 登壇〕

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 退職に当たり、挨拶を申し上げます。

本日まで長きにわたり、幸田町職員として職務を全うできましたことは、ひとえに皆様方のおかげと感謝申し上げます。ありがとうございました。

思い返せば、職員採用は土地改良課、そして産業課、教育委員会、建設部と様々な経験をさせていただきましたが、どこも充実した職務内容であり、不謹慎ではありますが、大変楽しく、面白い日々でありました。

今後は、また再任用職員として努めてまいりたいと思います。幸い体が丈夫ですので、4月からも、これまで同様、毎日出勤し、職務に当たってまいりますので、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔事業調整監兼建設部長 羽根渕闘志君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、吉本教育部長、お願いします。

〔教育部長 吉本智明君 登壇〕

○教育部長（吉本智明君） 議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をいただき、皆様にお礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

先ほど町長の御紹介にございましたとおり、私は昭和61年4月に役場にお世話になり、この庁舎とともに37年間、役場職員として歩んでまいりました。

職員として特に思い出深い出来事といたしましては、都市計画課に配属になったときに、県都市計画の総見直し、幸田町緑の基本計画、都市計画マスタープラン、この3つ

の計画を同時進行させるような、とても激務だったと自分では思っております。しかし、この事業3つをやり終えたときの達成感、気持ちよかったというふうに記憶しております。

管理職といたしましては、平成25年に防災安全課長を拝命し、日夜災害等に立ち向かい、緊張のあまりほとんど睡眠できなかった記憶がございます。その後、消防へ移動し、庶務課長、消防長として3年間、災害・救急の最前線で指揮を執らせていただきました。最後の4年間につきましては、教育部長として、事務方のトップといたしまして、幸田町の将来を担う子どもたちのため、教育、全ての町民の学習のお手伝いをさせていただきました。

議会の皆様には、課長職として4年、部長職として6年の長きにわたり、防災、消防、教育の面で常に気をかけていただき、多くの議員の皆様から様々な御質問をいただき、また、叱咤激励をいただき、自分自身、人間的に大きく成長することができたと感謝しております。このような多くの貴重な経験をさせていただき、議会の皆様にお礼を申し上げます。これまで温かく、また熱心に御指導いただきまして、ありがとうございました。

〔教育部長 吉本智明君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、山本税務担当参事、お願いします。

〔税務担当参事 山本智弘君 登壇〕

○税務担当参事（山本智弘君） 税務担当参事の山本でございます。

議長のお許しをいただきまして、この神聖なる議場で退職の挨拶をさせていただけることに、心より感謝を申し上げます。

私も、総務部長、教育部長と同期の昭和61年に採用をしていただき、37年間、常々、そのポジションで与えられた責任を果たすべく精いっぱい努めてまいりました。この本会議場におきましては、住民課長として4年、税務担当参事として4年の計8年お世話になりました。答弁の機会は多くはありませんでしたが、十分な準備と丁寧な答弁を心がけ、本当にたくさん勉強させていただきまして、ありがとうございました。

私がここまで務めてこられましたのも、ここにお見えの議員の皆様方をはじめ、上司、先輩、同僚や後輩職員など、多くの方々の御指導・御鞭撻があつてのことであり、改めてお礼を申し上げます。

なお、今回、妻の保健医療課長も一緒に退職をいたしますが、彼女もまた、委員会等では大変御指導いただき、お世話になりましたこと、本人に成り代わり、厚くお礼を申し上げます。

最後に、議員の皆様、そして幸田町職員の今後ますますの御活躍と御健勝、そして何より愛する幸田町がより一層暮らしやすい町に発展することを祈念いたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。

長い間大変お世話になりました。ありがとうございました。

〔税務担当参事 山本智弘君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 最後になりましたが、上原開発担当参事、お願いします。

〔開発担当参事 上原智史君 登壇〕

○開発担当参事（上原智史君） この2年間という短い時間でありまして、また、まさにコロナの真ただ中という中で、いろいろ企業誘致等を担当させていただきました上原でございます。今、本当に昭和60年、61年と非常に長いことこの役場で活躍された方々と一緒にこうやって御挨拶させていただくというのは、非常に申し訳ないなと思いつながら、今この場に立っているところでございます。

ちょうど昭和60年、61年といいますと、調べてみましたら、ちょうど幸田町は2万8,000人ぐらいの人口があった頃、そしてちょうどその頃、地方交付税、普通交付税もらわなくて済むように自立できるようになった年のようでございます。そしてまた、今ちょうど直近の決算を見ますと、なかなか財政力指数も厳しい中で、何とかそのふるさと納税のお金で持ちこたえているというのが状況でございます。そしてまた、今2023年というのは、岡崎市との合併の枠組みから外れてちょうど20年という節目の年の中で、それでもまだ伸びる町として、これから投資しなければならない。そして守りも備えなければならない。そういった場所での2年間、特に企業誘致、これからの財源を増やしていく、そういう仕事できたことは非常にいい経験となりました。

これで愛知県のほうに戻るわけでございますけれども、私も西三河の間人でございますので、これから幸田町を陰ながらというか、県庁のほうから、またいろいろ見守ってまいりたいと思います。

この2年間ありがとうございました。

○議長（足立初雄君） 退職等されます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

席にお戻りください。

議員各位には、各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

ただいまから、理事者が今期の議員任期の最後の定例会が本日終了しましたことと、この4年間の感謝の気持ちを込めてお見送りをしたいという御希望でありますので、理事者がお見送りの体制が整うまで、いましばらくお待ちください。議員の皆様は、議席番号順に議場を出て、一旦、議員控室へ移動するような形での退場をお願いいたします。これにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

散会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和5年3月27日

議 長

議 員

議 員